

日本の養子縁組制度と法定相続に関する基礎的研究

餅 川 正 雄*

概 要

本研究は、日本の養子縁組制度と法定相続の関係を考察することを目的としている。その理由は、養子縁組によって法定相続分は大きく変化することがあるからである。そこで、本研究では、第一に、なぜ養子制度があるのかを考察する。第二に「普通養子制度」と「特別養子制度」の目的とメリット・デメリットについて整理する。我が国の養子縁組制度の基礎的な内容について、特徴と問題点を明らかにする。第三に、代表的と考えられる養子縁組のケースとして次の4つの設例を基に法定相続分がどうなるのかを検討した。

第1の設例として「孫養子」のケースを検討した。これは祖父が孫を養子とする場合であり、孫であると同時に子でもあるということになる。孫としての法定相続分と、子（養子）としての相続分の重複は認められることが分かった。

第2の設例として、兄が弟を養子とする「兄弟間の養子縁組」のケースを検討した。この場合、兄が亡くなって相続が発生すると、弟には子としての立場と弟としての立場が併存することになる。この弟を養子にしたケースでは、弟は子（養子）としての立場から相続権を主張することができるのみとなることが分かった。

第3の設例として、父親に実子と特別養子縁組の養子がいて、その二人が婚姻して子が生まれ、その後、養親である父親よりも先に養子が死亡したケースを検討した。実子と特別養子の間に子がいて、特別養子が死亡したので、配偶者である実子が2分の1、子は2分の1ということになる。

第4の設例として、父親に実子と普通養子縁組の養子がいて、その二人が婚姻し、養子の実親と養親(X)が存命中に、養子が死亡したケースを検討した。この場合、配偶者である実子が3分の2、養親(X)が6分の1(=1/3×1/2)、実親(Y)が6分の1(=1/3×1/2)となることが分かった。その理由は、養親関係と実親関係の間に差は生じないからであった。

キーワード：普通養子、特別養子、年長者養子の禁止、尊属養子の禁止、相続資格の重複

目 次

1. はじめに	2.5 養子縁組のメリット
1.1 養子縁組制度の存在理由	2.6 相続税法上の養子数の限定
1.2 普通養子縁組と特別養子縁組	2.7 養子縁組のデメリット
2. 普通養子制度	3. 特別養子縁組制度
2.1 普通養子制度の利用目的	3.1 特別養子縁組制度の意義
2.2 普通養子縁組の要件	3.2 特別養子縁組の目的
2.3 養子縁組の形式的要件	3.2.1 環境継続性の原則
2.4 普通養子縁組の効果	3.2.2 兄弟姉妹不分離の原則
2.4.1 養子は嫡出子の身分を取得する	3.2.3 子の意思尊重の原則
2.4.2 養親が親権者となる	3.2.4 母親優先の原則
2.4.3 相互に扶養義務を負う	3.3 特別養子縁組の成立要件
2.4.4 離縁後も養親と養子の婚姻は禁止される	3.4 特別養子縁組の成立要件の考察
	3.4.1 実親の同意がある
	3.4.2 養親が25歳以上である
	3.4.3 養子が6歳未満である

* 広島経済大学経済学部教授

- 3.4.4 半年以上の監護（試験養育）がある
- 3.5 特別養子縁組の問題点
- 4. 普通養子縁組の運用状況
 - 4.1 養子縁組の件数
 - 4.2 相続資格の重複問題
- 5. 代表的な養子縁組と法定相続の関係
 - 5.1 祖父と孫との養子縁組（孫養子）
 - 5.2 兄弟姉妹間の養子縁組
 - 5.3 特別養子縁組
 - 5.4 普通養子縁組
- 6. おわりに

1. はじめに

本研究は、日本の現行民法における養子縁組制度（adoption system）とそれに関連する法定相続（statutory inheritance）の問題について考察するものである。最初に養子縁組制度の存在理由について考察する。

1.1 養子縁組制度の存在理由

養子（adopted child）とは、他人の子を養うという意味から「我が子」として扱うとするものであり、養子は実子（real child）との対比概念である。ここでは、何のために養子縁組制度が存在しているのかを考えてみたい。近江幸治によると表1に示した3つの要請があると述べている。

表1 養子制度の存在理由

① 「家」のための養子 ……家系の存続のため（跡取りを絶やさな いため）の養子
② 「夫婦（親）」のための養子 ……実子のいない夫婦のための養子
③ 「子」のための養子 ……親のない子に家庭を与えるための養子

*近江幸治, 2015, p. 125より筆者作成

養子縁組の目的は、歴史的に「家のための養子」から、「夫婦（親）のための養子」へ、そして「子のため養子」へと変遷してきたと言わ

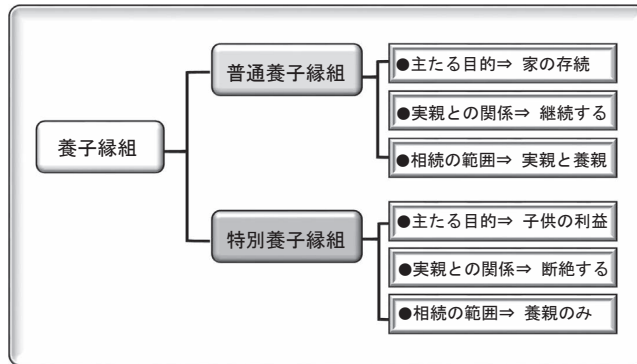
れている。①は家父長制度の下で家督相続のための養子として利用されたものである。②の目的は様々である。例えば、実子に代わる愛情の対象として、あるいは老後の面倒を見てもらう「老後扶養」のためといった目的がある。③は「恵まれない子に家庭（親）を与える」という思想である。この3つの要請は、現代でも厳然として存在していると言える。しかし、今日の養子縁組においては③の「子の福祉（利益）」を第一に考えなければならない（犬伏由子他, 2016, p. 152）。

筆者は、日本の養子制度は3つの要請をすべて含んだものであり、養子縁組の目的は一つに絞込まれたものではないと認識している。その証拠に、日本では成年養子縁組（＝養子となる者が成年者である養子縁組）が多く、特別養子は極めて少ないという点が特徴となっている。つまり、③の「子の利益（福祉）」を目的とした養子縁組は、量的に少ないと言えるからである。また、普通養子縁組の三分の一は、未成年者の養子縁組であるが、そのほとんどは家庭裁判所の許可が必要とされない「連れ子養子」である（大村敦志, 2014, p. 157）。

1.2 普通養子縁組と特別養子縁組

我が国の養子縁組は、二つの形態がある。一つは、「普通養子縁組（ordinary adoption）」であり、もう一つは「特別養子縁組（special adoption）」である。普通養子縁組は、養子が実親との親子関係を存続したまま、養親との親子関係をつくり二重の親子関係となる縁組のことである。

養子縁組とは、親子関係のない者同士を、法律上親子関係があるものとするものである。養子縁組には、図1に示したとおり、①普通養子縁組（一般養子縁組）と②特別養子縁組の2つがある。その主な目的は、①は、「家の存続（survival of the house）」にあり、②は「子供の利益（welfare of the child）」にある。



*筆者作成

図1 養子縁組の目的と相続の範囲

表2 普通養子縁組と特別養子縁組

① 普通養子縁組……養子が実親との親子関係を存続したまま、養親との親子関係をつくり二重の親子関係となる縁組のこと ⇒それゆえに、相続については実親と養親の両方の親の遺産を継承することになる
② 特別養子縁組……養子が戸籍上も実親との親子関係を断ち切り、養親が養子を実子と同じ扱いにする縁組のこと ⇒それゆえに、相続については実親の遺産は継承せず、養親の遺産だけを継承することになる

*窪田充見, 2017, pp. 230-232を基に筆者作成

まず、普通養子縁組から考察していきたい。「普通養子縁組」(民法第792条～第817条)は、1987(昭和62)年に特別養子制度ができるまでは、唯一の養子制度であった。日本の普通養子の成立要件は、婚姻と同様に、縁組の届出であり、世界的に類例をみないほど、緩やかなものとなっていることが特徴である。普通養子縁組は、「養親が成年であること」や、「養親が養子よりも年長者であること」などの一定の制約はあるものの、縁組意思の存在を前提に「届け出」によって成立する(民法第802条・第799条・第800条)ものであり、非常に間口が広い制度となっている。

普通養子は、原則として当事者の意思により自由に縁組できる。しかし、養子が未成年者である場合は、養子が自己又は配偶者の直系卑属(自分の孫や配偶者の連れ子など)でない限り、家庭裁判所の許可が必要である(民法第798条)。

婚姻時に配偶者の「連れ子」がいる場合、養子縁組をしない限り法的には自分の子とはならない。

養親になるには、成年者であればよく、未婚者でもよい(民法第792条)。ただし、養親となる者に配偶者がいる場合は、未成年者との養子は配偶者とともに縁組をすることが必要であり、成年者との養子は配偶者の同意を得て縁組することが必要である(民法第795条・第796条)。また、後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない(民法第794条)。普通養子縁組は、「契約により養子縁組が成立する」という制度である。また、養子になる者を保護する観点から、公的機関である家庭裁判所の判断を要求することがある。日本では、未成年者を養子とする場合は、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合を除き、家庭裁判所の許可が必要であり、後見人が被後見人を養子とする場合にも、家庭裁判所の許可が

必要になる¹⁾。

2. 普通養子制度

2.1 普通養子制度の利用目的

普通養子縁組を行うことは、原則として自由である。そのため、普通養子制度の利用目的は、実に様々なものとなっている。どのような具体例があるのかを考えてみたい。例えば、夫婦に実子がない場合に、親族以外の者を養子にする「普通養子 (ordinary adopted child)」がある²⁾。他にも甥や姪などを養子にすると、祖父母が孫を養子にする「孫養子」や、実子が女子しかいない父母が娘の配偶者と縁組する「婿養子」、配偶者の連れ子と縁組する「連れ子養子」などもある。それ以外にも、最近ではあまり聞かなくなったが「取り子・取り嫁 (= 取り婿・取り嫁)」という形態も存在する。これは、農家等で跡取りがない家庭で、家を継いで欲しいと願う夫婦が、男性 (夫) も女性 (妻) も自分のところにもらい夫婦にさせるという形態である。

昭和63年までは、節税のみを目的としたいわゆる「相続養子 (tax savings adoptive)」として、多数の近親者との間で養子縁組をする事例が目立った時期があった (本山敦他編, 2017, p. 292)。このため1988 (昭和63) 年の相続税法の改正で、養子縁組によって相続税の租税回避を防ぐために、養子の数を制限した (相続税法第15条2項)。この制限は、相続税の計算をするためだけのものであり、その人数を超えた養子であっても、養子の権利義務には何ら関係がない。なお、特別養子や「配偶者の実子で被相続人の養子となった者等は実子とみなされる (相続税法第15条3項1号)。

2.2 普通養子縁組の要件

先に述べたとおり、「養親は、成年でなければならぬ」 (民法第792条)。また、卑属が尊

属を養子にする「尊属養子」や、弟が兄を養子にするような年少者が年長者を養子にする「年長者養子」は禁止されている (民法第793条)。後者の場合は、養親は養子よりも1日でも先に出生していればよいと解釈されている。養子についての制約は、未成年者を養子とする場合と、尊属養子・年長者養子が禁じられている以外には、ほぼ皆無である。

養子縁組を行うためには、次の表3に整理した条件を満たしていることが必要である。

表3 養子縁組を行うときの必要条件

①	当事者間に養子縁組の合意があること …………… (15歳未満の場合は法定代理人)
②	養親が成年者であること …………… (成年擬制者は養親になれる)
③	養子が養親者より年長ではないこと …………… (年長者養子の禁止)
④	養子が養親の尊属でないこと …………… (尊属養子の禁止)
⑤	後見人が被後見人を養子にする場合には、許可が必要である …………… (家庭裁判所の許可)
⑥	未成年者を養子にする場合には、許可が必要である …………… (家庭裁判所の許可)
⑦	配偶者のある者が養子縁組をする場合は、配偶者の同意が必要である
⑧	養子縁組をした旨の縁組届を市町村役場に提出する

*筆者作成

これら8つの条件を満たしていれば、養子縁組は成立する。まず、①の「養子縁組の合意 (adoption of the agreement)」であるが、養子縁組をするには、当事者間の合意が必要である。養子となる者が15歳未満であるときは、法定代理人が、これに代わって縁組の承諾をすることができる (民法第797条1項)。因みに、これを「代諾養子」と呼んでいる。この規定の反対解釈として、15歳以上の未成年者が養子となる場合には、未成年者本人が養子縁組の合意をすることができ、法定代理人が代わりに養子縁組を

することはできない（梶村太市他，2013，p. 240）。

この条件の中で②の「養親は成年者でなければならぬ」という規定（民法第792条）は、婚姻によって成年に達したものとみなされる者、すなわち「成年擬制者」は、養親になれないのかという問題がある。これには、縁組否定説と縁組肯定説の2つの学説がある。筆者は、成年擬制者が実子の親権者になれることを考えれば、「縁組肯定説」が妥当であると考えている。

次に、③と④について考えてみたい。なぜ民法で年長者や尊属を養子にすることを禁止しているのだろうか。民法は、養親と養子の間に親子らしい「自然的親子感情」が発生することを期待して規定したものであるため、そこに尊属や年長者を養子にすることを禁止した合理的立法理由があるものと解されている。養子制度は、元来、自然の親子関係を模擬する制度であるため、尊属又は年長者を養子とすることは不自然である。例えば、甥・姪が伯父・伯母を養子にするとか、次男が長男を養子にすることは禁止されている。ただし、尊属の中には、直系尊属と傍系尊属がある。民法には、尊属の定義規定がないが、尊属養子の禁止については、「姻族尊属は含まない」と解釈されている（川井健，2015，p. 80）。

民法第793条において、「尊属養子の禁止」を定めているが、その尊属の年齢は規定していない。つまり、たとえ自分より年下であってもその者が自分の尊属に該当する場合には、その者を養子にする事は出来ないという訳である。通常であれば、自分の尊属に該当する者が自分よりも年下であるというケースは少ないだろう³⁾

民法第793条の「年長者養子の禁止」については、養親は養子よりも1日でも先に出生していればよいと解されている。この解釈によると、親子らしい年齢差は求められていないことになる。そのため、「同性愛養子」などでは、年上

の方を養親とし、年下の方を養子とする縁組が行われている。なお、生年月日が同一の者同士の、養子縁組はできないと解されている。その理由は、養子制度が擬制的な親子関係の設定とはいえ、年齢差が全くないというのは制度の趣旨に反すると考えられているからである（前田陽一他，2017，p. 154）。

次に⑤の後見人と被後見人との養子縁組について制限があることについて考えてみる。後見人が養親となり被後見人（未成年者被後見人及び成年者被後見人）を養子とするには、「家庭裁判所の許可」が必要となる。後見人の任務が終了した後、また管理の計算が終わらない間も同様とされている（民法第794条）。⑤の未成年者を養子とする場合にも、「家庭裁判所の許可」が必要である。これには、例外がある。民法第798条の但し書きで、自己または配偶者の直系卑属（＝自分の孫や配偶者の連れ子など）を養子にする場合はこの限りでないとなっている。その趣旨は、縁組の濫用の危険がないときには、家庭裁判所の許可を不要とするということである。「孫養子」や「連れ子養子」のような養子縁組であっても、養子の利益を守る必要があるため、「養親の利益のみを目的とした縁組」は許可されない。例えば、養親の老後を慰める目的であるとか、身体が不自由な老親の世話をしてもらうことが目的であるようなケースである（川井健，2015，pp. 83-84）。⑥の配偶者のある者が養子縁組をする場合は、配偶者の同意が必要である。これについては例外がある。民法第796条によって、配偶者とともに養子縁組をする場合または配偶者が意思表示をすることができない場合は、この限りでないとされている。1987（昭和62）年の民法改正前は、養親、養子ともに「夫婦共同縁組」とされていたものを緩和して、成年者を養子にする場合は、配偶者の同意の下に単独で養子縁組ができることとした。⑦養子縁組をした旨の縁組届を市町村役

場に提出することは、形式的成立要件であり、次の項で詳述する。

2.3 養子縁組の形式的要件

養子縁組の形式的要件は、縁組の合意に基づく「養子縁組の届出 (notification of adoption)」である。民法第739条 (婚姻の届出) の規定は、養子縁組に援用される。養子縁組の届出は、その縁組が民法第792条から第799条までの規定 (縁組の成立要件) その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができないことになっている (民法第800条)。

具体的には、養親と養子がそろって市町村役場に出向き、必要書類を提出し、印鑑を押す必要がある。必要書類としては、届け出先に本籍のない者の戸籍謄本が必要になる。また、未成年の子を養子縁組する際には、家庭裁判所の「許可審判書」が必要となる。普通養子縁組には費用がかからず、役場に書類を提出して受理してもらっただけで完了する。因みに、特別養子縁組には、裁判所への申し立て費用として収入印紙代と切手代がかかる⁴⁾。

なお、外国で日本人間の養子縁組を行う場合は、その国に駐在する日本の大使、公使または領事に養子縁組の届出ができるとされている (民法第801条)。

2.4 普通養子縁組の効果

2.4.1 養子は嫡出子の身分を取得する

ここでは、普通養子縁組の法的な効果について検討しておく。まず、養子の身分については、どうなるのだろうか。養子は、養子縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する (民法第809条)。その結果、養親と養子とは、お互いに推定相続人となる (民法第887条)。相続について最も重要なことは、「子としての相続分を得られる」ということである。また、子としての相続分を得るということは、「遺留分も有する」

ことになる。

そして、養子は、原則として、養親の戸籍に入り養親の氏 (名字) を称する。養子と養親及びその血族との間においては、血族間と同一の親族関係が生じる (民法第727条)。ただし、縁組当時に存在した養子の子 (=「連れ子」) と養親及びその血族との間においては、血族間と同一の親族関係は生じない。なお、普通養子縁組では、養子と実親との親族関係は消滅しないため、縁組後も相互に相続・扶養の権利義務は存続することになる。

2.4.2 養親が親権者となる

養子の親権者 (adoption of parental authority) については、どうなるのだろうか。養子が未成年者であれば、その親権者は養親である。養親が親権者となることによって実親の親権が消滅するかどうかに関し明文規定は存在しないが、実親の親権は消滅するというのが多数説である。なお、配偶者のある者が未成年者を養子とする場合には配偶者とともにしなければならないことから (民法第795条本文)、この場合には共同親権となる。

2.4.3 相互に扶養義務を負う

扶養義務 (duty to support) については、どうなるのだろうか。養親と養子は、相互に扶養義務を負うことになる。また、扶養義務は、養子縁組によっても、実親子との関係が途切れるわけではなく、養子は、養親、実親ともに扶養義務を負うと考えられている。未成年者養子と養親との関係では、養親は養子に対し、「生活保持義務」を負うと考えられる。因みに、生活保持義務とは、不可欠な扶養として、自己と同等の生活を保障する義務である。この場合、実親との関係では、養親が第一次的な扶養義務を負い、実親が第二次的な義務を負うと考えられている。他方、成人した養子と養親との関係においては、通常は「生活扶助義務」を負うと考えられている。生活扶助義務とは、扶養が必要

な場合に、自己の生計を維持する限りで扶助を行う必要がある義務のことである。

2.4.4 離縁後も養親と養子の婚姻は禁止される

養親と養子との婚姻 (marriage) は可能であろうか。これについては、近親者間の婚姻の禁止、直系姻族間の婚姻の禁止がそれぞれ適用される (民法第734条・第735条)。それだけでなく、離縁による直系血族関係終了後、直系姻族関係終了後においても婚姻は禁止されることとなっている (民法第736条)。つまり、養子縁組によって形成された直系血族間及び直系姻族間での婚姻は、優生学的には禁止する必要がないが、離縁によって終了した後も禁止されることを意味する。なぜ、離縁した後も婚姻が禁止されているのだろうか。その理由は、かつて直系血族関係にあった者の間の婚姻を認めることは親子秩序の権威を損なうからである。直系姻族間でも親子に近い親族的行動様式が存在することから、姻族関係終了後であってもこの間の婚姻はかつての関係と矛盾し、親子秩序の侵害になるという考えに基づいている。この考え方には批判もあるが、現行法が採用している立場であり、規定に反した婚姻は取り消しの対象となる (民法第744条1項)。

2.5 養子縁組のメリット

養子縁組の第一のメリットは、先述のとおり「養子は実子と全く同じ立場で相続権を獲得する」ということである。養子は実子と同じように相続人となるため、遺産を相続させたいと思う場合には、養子にすることが有効である。つまり、血縁関係がない子供を幼い頃から育てていたような場合に、養子縁組をしていなければその子どもは相続権がなく、相続が発生しても遺産を取得することはできないが、養子縁組をしておけば法定相続人となり、相続権をもつことができるという訳である。

養子縁組の第二のメリットは、「相続税の節税効果がある」ということである。養子縁組をすることで法定相続人の人数が増えるため、一定程度は相続税の節税対策の一つとなる。なぜならば、相続税の計算は法定相続人の人数が多ければ多い程、相続税が低くなる仕組みとなっており、養子も法定相続人としてカウントされるからである。

具体的には次の表4に示した項目で、相続人の人数が多いほど相続税の計算が有利となる。

表4 養子縁組による相続税の節税効果

① 相続税の基礎控除額
② 生命保険金の非課税限度額
③ 死亡退職金の非課税限度額
④ 相続税の総額の計算

*筆者作成

表3の①は、基礎控除額が法定相続人1人当たり600万円ずつ増えるということである。②は生命保険金の非課税枠が1人当たり500万円増え、③死亡退職金の非課税枠が1人当たり500万円増えるということである。

節税効果で理解し難いのは、④相続税の総額の計算の項目であろう。相続税の総額の計算は、各相続人が法定相続分で分けたものとして仮計算を行うことになっている。養子縁組により相続人の数が増えると、累進税率の低い税率の対象者が増えることになり、全体として納める税金が少なくなるという意味である。

2.6 相続税法上の養子数の限定

養子は、親の血を引いていなくても、実子と同じ相続権が与えられている。民法上は、養子の人数制限はなく、養子は何人いても問題ない。しかし、表5に示したとおり、相続税法上は、法定相続人としてカウントできる養子の数が限定されている (相続税法第15条2項、3項)。

表5 相続税法第15条2項、3項の規定

ア	被相続人に実子がある場合または被相続人に実子はなく、養子の数が1人である場合は1人
イ	被相続人に実子はなく、養子の数が2人以上の場合は2人

*筆者作成

ただし、この1人または2人の養子の数を法定相続人の数に含めることで、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合には、この1人または2人であっても法定相続人の数に含めることはできないことになっている（相続税法第63条）。

なぜ、このような制限が設けられているのだろうか。それは、養子制度を利用した相続税の回避を防ぐためである。実際に養子を十数人に増やせば、現行の規定では「 $3,000万円 + 法定相続人の人数 \times 600万円 = 基礎控除額$ 」という計算式があるため、基礎控除額の水準を高めることができる。そこに着目した納税者が「相続養子」（相続税の軽減のために養子をとる）ということを思いついたのである。そこで、1988年12月31日以後、上記の制限を設けたという経緯がある。

なお、次の表6に当てはまる養子は、実子として取り扱われるので、人数制限から外れ、すべて法定相続数の数に含めることができる。

表6 相続税法施行令第3条の2

①	被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
②	被相続人の配偶者の連れ子（実子）で被相続人の養子となっている人
③	被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人

*筆者作成

2.7 養子縁組のデメリット

次に、養子縁組を結ぶことのデメリットを検

討しておきたい。デメリットは、表7に示したとおり3つあると考えられる。

表7 普通養子縁組をすることのデメリット

①	実子がいる場合には、実子と養子の間で相続争いが発生する恐れがある
②	養子は養親の氏（=名字）を名乗る必要があるため、不都合が生じることがある
③	養子縁組を解消（=離縁）しようとする場合には、双方の納得が必要となる

*筆者作成

第一は、実子と養子の間に利害関係が発生して「相続の際に争いに発展する恐れがある」ことである。実子がいない場合には、問題は発生しないということである。第三者と養子縁組することで養子は実子（相続人）と同等の権利が発生する。そのため、実子がある場合には、複雑な利害関係が生じる恐れがある。実子が知らない者を養子とした場合には、公正証書遺言等を作成しておかないと相続争いが起きることがある。

第二は、養子縁組すると「養子は養親の氏（名字）を称する必要がある」ということであろう。例えば、孫と養子縁組すると、その孫は養親である祖父母の氏に改正する必要がある。そのため、孫が小学生や中高生の場合、氏（名字）が変わることがあり、それによって生活面で不都合が生じる可能性がある。それゆえに、事前に家族・学校等でよく相談して判断する必要があると言える。

第三は、一度養子縁組をすると「お互いの納得がなければ離縁はできない」ということである。離縁を望むならば、養親と養子がお互いに協議して双方合意する必要がある（民法第811条1項）。仮に離縁について双方の合意できない場合は、家庭裁判所で離縁調停もしくは離縁の裁判の訴を提起する必要がある

3. 特別養子縁組制度

3.1 特別養子縁組制度の意義

特別養子縁組とは、原則として6歳未満の「子どもの利益」のため特に必要があるときに、子どもとその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度のことである。6才未満から事実上養育していたと認められた場合は8才未満まで可能である。

そのため、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要がある。また、離縁は原則として禁止されている。養親は子どもが小さい時から思春期時代、そして成人した後も支え見守り続け、生涯にわたって永続的な親の愛情を提供する存在となり、子どもの健全な成長発達にふさわしい家庭環境を提供していくことになる。要するに、特別養子縁組は、子供の福祉が目的ということである⁵⁾。

3.2 特別養子縁組の目的

ここでは、「子の利益」という特別養子縁組の目的について考えてみたい。因みに、現在の民法では、第820条で「子の利益のために監護教育権（＝狭義の親権）」を定義している。「親権」は、子の利益のために存在する義務性が強

い親の権利である。そのため、子の利益に反する親権行使は認められないのが原則となっている。ただし、子の利益のために何が正しいのか、何が誤りなのか、という明確な区分（＝線引き）がされている訳ではない。個々の事情に照らし合わせて、子の利益は考慮され、絶対的に保護すべき対象として扱われている。子が健やかな成長を遂げるために、「できるだけ悪影響を与えないようにする」のが、子の利益における基本的な考え方である。分かり易く述べるならば、子にとって不利益とならないように大人が配慮するとことである。大人が配慮すべき具体的な内容は、どのように考えたらよいのだろうか。以下、家庭裁判所でどのように判断されているのかを考察していく。

3.2.1 環境継続性の原則

第一に家庭裁判所が配慮すべきことは、子の生活環境を変えないことである。換言すれば「現状を維持することを優先させる」という「環境継続性の原則（principle of environmental continuity）」と呼ぶべき考え方である。なぜならば、生活環境が変化するという事は、いったん形成された一定の人間関係を断ち切られるため、子の情緒が不安定になる要因となるからである。勿論、現状が安定した生活環境である時のことである。環境を変えた場合に、必ず悪影響があるとは限らないが、少なくとも現状



*筆者作成

図2 家庭裁判所が親権者を決定する際に採用している4原則

が安定した環境であるならば、悪影響はないと考えてよいだろう。例えば、親権を目的に子を連れて別居するのは、「子の利益」を考えて行動している訳ではなく、別居した「親の都合」でしかない。そのように、子の利益を考えないで行動する親であっても、別居先の環境に子が慣れてしまった状況の下では、現状維持を優先する方が好ましいと考えられている。この原則に対しては「連れ去った者勝ちになる」という批判がある。

3.2.2 兄弟姉妹不分離の原則

第二に家庭裁判所が配慮すべきことは、兄弟姉妹は引き離さないで人間関係を継続させるということであり、「兄弟姉妹不分離の原則 (principle of non-separation of brothers and sisters)」と呼ばれている。できるだけ、複数の家族(兄弟姉妹)と関わりをもたせながら養育していくという考え方である。その考え方の根底には、子が複数の家族と関わりながら成長していくことで、人格形成において安定するという考えがある。そのため、基本的に「兄弟姉妹は引き離すべきではない」ということになる^{6,7)}。

3.2.3 子の意思尊重の原則

第三に家庭裁判所が配慮すべきことは、「子の意思尊重の原則 (principles of respect for children's will)」を守ることである。子が激しい恐怖や嫌悪感をもっている環境下に置くことは、子の利益の観点から避けるのは当然のことである。ただし、子の利益において、子の意思は絶対的なものではない。その理由は、幼いほど自らの現状や将来を判断する能力は乏しいと考えられているからである。子の意思は尊重されるけれども、子の幸福は、時に子の意思と反することもあるということである。

家事事件手続法は、親権者の指定または変更の審判、ならびに子の監護に関する処分⁸⁾の審判において、「15歳以上の子は陳述を聴かなければならない」と定めている。これは、15歳以上

の子なら一般に判断能力が備わっており、陳述を聴くことで子の意思を尊重し、子の福祉に叶った審判をするためである⁸⁾。

3.2.4 母親優先の原則

第三に家庭裁判所が配慮すべきことは、子供が乳幼児の場合や他の条件では甲乙つけ難い場合には、親権者として「母親を優先する」ということである。最近では、本質的な目的である「子供の利益」と「母親優先の原則 (principles of mother priority)」は、理論的に結び付かないという批判が強くなっている。理論ではなく単なる「先入観に過ぎない」という批判もある。それゆえに、他の原則ほどには重視されなくなってきている。母親優先の原則は、特に乳幼児については、母親の存在が不可欠であるとして母親を親権者に指定するべきという考えである⁹⁾。

3.3 特別養子縁組の成立要件

特別養子制度は「子の利益」つまり「子の健全育成」を図るという目的が明らかに規定されており、「子の利益」を図るための要件が定められている訳である。その「子の利益を図るための要件」は、どのような内容になっているのだろうか。第1は、親子関係が「家庭裁判所の審判によってのみ成立する」ということである。特別養子制度は、いわゆる「国家宣言型」を採用している。つまり、特別養子縁組は、養親になろうとする者が家庭裁判所に申し立てを行い、その申し立てを認める審判によって成立するという制度になっている。

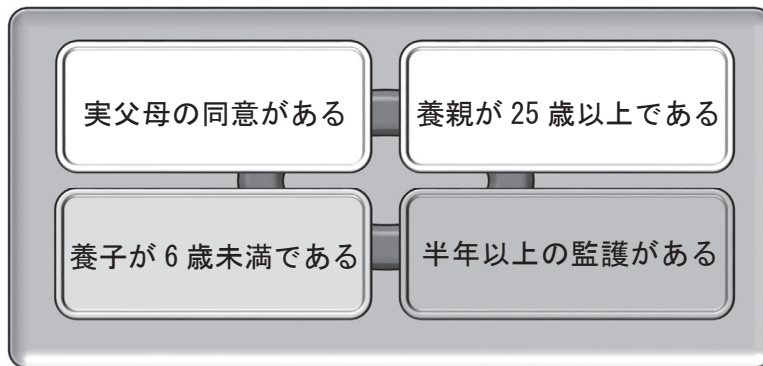
なぜ、裁判所の審判が必要とされるのだろうか。特別養子縁組が審判によって成立するものとした理由は、子どもの健全な育成のためには「当事者の合意」よりも、国家的、後見的見地からの「専門機関の判断を優先させる」ことが必要であると判断したことによる。家庭裁判所がその養子縁組が子の福祉を図るものなのかを判断する訳である。また、民法には、「特別養

子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認められるときに、これを成立させるものとする」(民法第817条の7)と規定されており、家庭裁判所はこのような要件がある場合のみ審判を行うことになる。ここに特別養子縁組の目的が明らかにされていると言える。つまり、実の親が子どもを適切に育てられない場合、それを要件として「子の利益のためだけに認められる」ということになるのである。特に必要があるとは、子の健全な育成ないし子の福祉の向上のため、特に必要があるという趣旨で、(養親との親子関係の設定により)養子の監護養育の状況が将来にわたり永続的、確実に向上することと、実父母との親子関係の終了が養子の利益となることを要件としているのである¹⁰⁾。

「特別養子縁組」の成立には、次の表8に示す要件を満たした上で、父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不相当であること等

の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると家庭裁判所に認められる必要がある。

表8の各項目についての詳細な検討は後述する。ここでは簡単に考察しておきたい。①の実親の同意というのは、「養子となる子父母(実父母)の同意がなければならない」ということである。ただし、実父母がその意思を表示できないとか、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる子の利益を著しく害する状況にあるときは、実父母の同意が不要となることがある。②の「養親の年齢は、25歳以上であることが求められている」ということである。そして、夫婦共同で縁組をすることになるため、養親となるには配偶者のいる者(夫婦)でなければならない。③の「養子の年齢は、6歳未満であること」というのは、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに、原則として6歳未満である必要があるということである。④の半年間の監護というのは、縁組成立のためには、養



*筆者作成

図3 家庭裁判所が特別養子縁組を決定する際に設定している4要件

表8 特別養子縁組の成立要件

① 実親の同意	⇒ 養子となる子の実父母の同意があること
② 養親の年齢	⇒ 養親となるが25歳以上であること
③ 養子の年齢	⇒ 養子となる子が6歳未満であること
④ 半年間の監護	⇒ 養親が養子となる子を6ヵ月以上監護していること

*筆者作成

親となる方が「養子となる子を6ヵ月以上監護していること」が必要だということである。そのため、縁組成立前に子と一緒に暮らしてもらい、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになる。

3.4 特別養子縁組の成立要件の考察

筆者は、上記の4要件について、かなりハードルが高く設定されていると認識している。そこで、なぜこのような要件が求められているのかを詳しく考察していきたい。

3.4.1 実親の同意がある

まず、第一の問題として「①実親の同意 (consent of real parent)」について考えてみたい。特別養子縁組では「父母の同意が必要とされ、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない」とされている。実父母のほかに養父母がいればそれらの同意も必要とし、実父母であれば親権、監護権があるかどうかは問わない。普通養子の場合、子どもが15歳未満のときは親権者だけの意思が反映されていて、親権者ではない父母は意思が反映されないが、特別養子では、父母である以上は親権者ではなくても同意が必要だということになっている。

なぜ、実親の同意が必要とされるのであろうか。民法では実親が子を監護教育する権利を有し義務を負っていることを定めており、特別養子縁組を成立させて、実方の父母及び親族との関係を終了させるという効果を生じさせるためには、父母の同意を要件とすることが必要という訳である。この同意は、家庭裁判所における審判の要件で、申立てのときに同意を得ていなくても、審判までに同意を得ればよいということになるが、同意の撤回が審判の確定前であれば自由に認められ、それにより特別養子縁組が成立しないこともある。

「養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、実親の同意は必要ない」ということについて、実際にあった事例がある。2014年4月8日に下記の記事が新聞に掲載された。

他人が出産した女兒を出生直後から7年間育ててきた栃木県の50代の夫婦が、特別養子縁組を結ぶよう求めた家事審判で、家家庭裁判所が実親の同意がなくても「子供の福祉のため」と縁組を認める決定（～中略～）女兒は虐待を受けておらずこうしたケースで実親の同意なしで縁組が認められるのは異例である。裁判官は「実の親からは女兒との交流や経済的支援の申し出もない。新たな親子関係を築くことが子供の福祉のためだ」と指摘した。民法上、特別養子縁組の成立には実親の同意が必要だが、例外として虐待などのほか「子供の利益を著しく害する」場合が認められており、裁判官は、この規定に該当すると判断したということである。

[日本経済新聞 2014年4月8日の記事より引用]

3.4.2 養親が25歳以上である

第二の問題として「②養親の年齢 (age of adoptive parents)」について考えてみたい。特別養子の場合、「25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない」（民法第817条の4）というように年齢制限がある。「なぜ25歳以上でない養親にならないのか？」という疑問がある。これは特別養子の目的が子の監護・養育にあることから、養親自身が「社会的にも精神的にも成熟し、子の監護能力を十分に備えていること」が望ましいという考え方から規定されている。筆者の見解を述べておきたい。筆者は、養親の年齢制限の25歳以上について違和感をもっている。成人に達していれば養親になれるという制度に変更しても問題ないと考えている。「社会的にも精神的にも成熟し……」ということであるが、それには個人差がある。成人に達していればよいと考えるべきではないだろうか。

また「夫婦共同縁組」が要求されているが、その理由はどこにあるのだろうか。特別養子は

親のない子どもに親を与えるという人為的な制度で、6歳未満の子どもの対象にしている。そのため、「夫婦揃っている方が子どもの養育にとって望ましい」という考え方が前提になっている。父母が揃っている家族が一つのあるべきモデルとされ、そこで子どもが健全に育てられるという可能性がなければ、特別養子は認めるべきではないという考え方が採用された訳である。しかし、「夫婦共同縁組」は、家の制度と密接な関係を有するものであり、戦後の民法改正で家制度を廃止したことを背景に検討するならば、夫婦共同縁組にどれだけの存在理由を見出すかは疑問が残るところである。そのため、単身者や事実婚の夫婦などにも特別養子縁組を認めるべきであるという見解もある。筆者も、この単身者等であっても特別養子縁組の養親になれるという考え方を支持する。なぜならば、「夫婦共同縁組」が要求されることで、救われる筈の子が減少することの方が法の正義に反するのではないかと考えるからである。

3.4.3 養子が6歳未満である

第三の問題として「③養子の年齢 (age of adoption)」について検討する。養子の年齢制限の問題である。特別養子の年齢は、養子縁組の審判の申立てをしたときに、6歳未満であることを原則としている。6歳を過ぎていても、その前から養育してきたという場合には例外的に8歳未満まで認めている。「なぜ、6歳未満なのか？」については、学校教育法による区切りで対応しようとしたからである。小学校に入り社会生活を始めた子どもを新たに実子同様に養育することは一般的に問題を生じ易いと考えられる。そのため、小学校に行く前の(=まだ社会生活の中での分別のつかない)子どもに限るのが相当ではないかと考えられた訳である。また、家庭裁判所の許可養子のなかで、要保護性のある子どもの縁組が6歳未満に多いことが理由とされたとも言われている。特別養子制度

の創設時において、特別養子の年齢が低い方が親子関係を構築しやすいと考えられたことは確かに一理あるだろう。なぜならば、血縁にこだわる日本の社会では血縁を超えて親子関係を構築することは極めて難しいことだと言えるからである。しかし、6歳未満ならば特別養子の対象となり、6歳以上ではその対象とならないというのは不合理であると言えなくもない。そうであるならば、特別養子となる子の年齢要件を緩和することも検討すべきではないだろうか。なぜならば、年齢を緩和することによって、特別養子縁組の可能性を拡大することができるからである。現行で原則6歳未満としている特別養子縁組の対象年齢を引き上げる民法改正を検討し、新たな対象年齢として15歳未満、18歳未満といった意見もある。ただし、年齢が上がれば養親との親子関係の構築が難しくなるという指摘がある。また現行では、養親となる夫婦の一方が25歳以上などと定めているが、養子の対象年齢を引き上げた場合、親子の年齢差が縮まってしまうことへの対応も課題になるという指摘もある。筆者は、このような指摘があったとしても、養子の年齢制限について「15歳未満とする」という見解に賛成する。学校教育段階で言うならば、中学生までということである。理由は、特別養子縁組の可能性を拡大することの方が大事だからである。

2017年3月28日に、下記の記事が新聞に掲載された。

厚生労働省は28日、実の親が育てられない子供を別の家庭で引き取って育てる特別養子縁組を増やす方策を話し合う有識者検討会の報告書をまとめた。縁組成立に必要な実の親の同意要件の見直しや、養子が出自を知るための手続きの整備などを求めた。実現には民法の改正などが必要で、厚労省は法務省などとの調整を始める。特別養子縁組の成立について、民法は実の父母の同意が必要と定めている。実の親は同意後も家庭裁判所が成立の適否を判断するまでなら撤回が可能で、実の親の撤回で養親が申し立てを断念した事例もあった。報告書は「同意の撤回を制限する仕組み」の導入が望ましいとした。具体的には、公正証書などに

よる慎重な手続きで同意を得た後、一定期間が経過すれば撤回できなくなる仕組みを想定。審判の手続きを2段階に分け、実親との法的な関係を断ち切ってから養親との特別養子縁組の適否を判断することなども考えられるとした。報告書は養子の出自を知る権利についても盛り込んだ。出自に関する情報の提供範囲や保存期間を児童相談所や民間あっせん団体間で統一する必要があるとした。現行制度では原則として「6歳未満」となっている養子の対象年齢も拡大すべきだとし、新たな上限として「18歳未満」や「15歳未満」などの意見を併記した。

[日本経済新聞 2014年4月8日の記事より引用]

3.4.4 半年以上の監護（試験養育）がある

第四に「④半年間の監護（semi-annual custody）」について考えてみたい。「子供の監護」とは何だろうか。簡単に言えば、「子供を監督し保護すること」である。子供のそばにいて子供の面倒を見て、通常必要な監督保護を行うことが監護である。監護権とは、親権に含まれる子供に関する権利のことであり、「子供と共に生活をして日常の世話や教育を行う権利のこと」である。主に未成年の子供を持つ保護者（親権者）が持つ権利であり、民法820条、刑法で保護された親の義務でもある。

子供がいる夫婦が離婚する場合にまず決めなければいけないのが、親権をどちらが持つかということである。親権と似た意味で捉えられるのが「子供を育てる権利・義務」である監護権ということである。「なぜ、6か月以上の監護が必要なのか？」という疑問がある。家庭裁判所の審判はすぐに行われるのではなく、「特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない」（民法第817条の8）と規定されている。養親による「養子の試験養育期間」を6か月以上として規定している理由は、特別養子が実の親と同じような関係をつくり原則的に離縁できないため、養親が育てられるかどうかを慎重に調べなければならないという理由からである。これには例外があり、養親

になろうとする者が、その養子になろうとする子どもを審判の申立前から育てており、その状況が家庭裁判所によってわかっているならば、6か月でなくてもよいことになっている。

筆者は、現行の6か月の監護（＝監督保護）という試験養育期間は、適切ではないと考えている。「養親が育てられるかどうかを慎重に調べなければならない」訳であり、そうであればこそ、6か月では足りないものであって、それは12か月（1年）以上の実績がなければ判断できないだろう。

3.5 特別養子縁組の問題点

特別養子縁組は、児童養護施設（orphanage）に入所中の児童等に家庭的・永続的な養育環境を与えるための選択肢の一つである。司法統計によると、1年間の特別養子縁組の成立件数は、近年は500件前後で推移している。因みに、特別養子縁組の離縁件数は、ほとんど皆無と言える状況である。この特別養子制度は、創設以来30年以上が経過しているが、あまり普及していない。その原因は、世の中に広く知られていないという根本的なことが背景にあるのではないだろうか。現在の特別養子縁組制度については、次の二つの問題点の指摘がされている。第一の問題点は、養子となる者の年齢要件（原則6歳未満）のために、施設入所中の小中学生等について利用することができないということである。第二の問題点は、試験養育を開始した後に実父母が突然同意を撤回することがあるため、試験養育を安心して開始することができないことがある。

4. 普通養子縁組の運用状況

4.1 養子縁組の件数

日本における養子制度の運用は、どのような状況になっているのだろうか。1年間の養子縁組の総数は85,000から90,000件程度である。そ

の実情は、成年間の養子縁組である「成年養子」が大部分を占めている。そのうち、未成年者を養子とする縁組について家庭裁判所が許可をした件数は、毎年1,000件前後である。また、特別養子縁組の審判がされた件数は、毎年500件前後である。「孫養子」とか、「連れ子養子」など、家庭裁判所の許可を必要としない未成年者を養子とする縁組は、相当多くの件数となるものと推定される。ただし、全体としては成年者を養子とする縁組が圧倒的に多数を占めている。

4.2 相続資格の重複問題

祖父母と孫、夫の親と妻など近親者の間で養子縁組が行われている場合、相続資格の重複(duplication of inheritance qualification)が起きる可能性がある。相続資格が重複した場合について、民法は特別の規定を置いていないため、議論がある。学説上では、その見解は大きく二つに分かれており、「①二重資格の相続を認めない見解」と「②二重資格の相続を認める見解」の二つがある。相続実務で問題になるのは、複数の相続資格を肯定するケースがほとんどであり、それぞれの相続資格について相続権の主張が認められるとすることが一般的である。

5. 代表的な養子縁組と法定相続の関係

ここでは、次の表9に示す4つの養子縁組のパターンと法定相続の関係について設例を利用して考察することにした。

表9 代表的な養子縁組の例

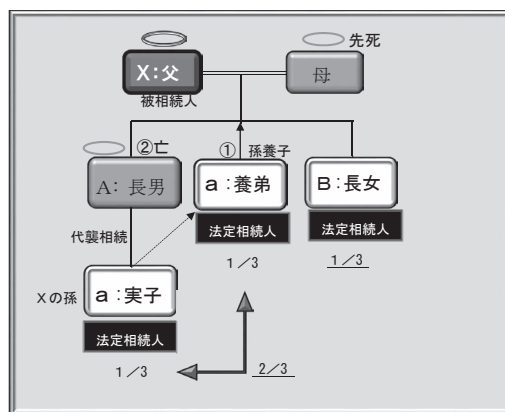
① 祖父と孫との養子縁組 (祖父が被相続人)
② 兄が弟との養子縁組 (兄が被相続人)
③ 特別養子縁組 (特別養子が被相続人)
④ 普通養子縁組 (普通養子が被相続人)

*筆者作成

5.1 祖父と孫との養子縁組 (孫養子)

第1の例として「孫養子」について考察する。祖父が孫と養子縁組することによって、孫は戸籍上「子」となり、第一順位の法定相続人として孫が遺産を相続することができる。普通養子の場合、実際の親(=実親)との関係も変わらないことが特徴である。相続税に関しては、被相続人に実子がいる場合には養子は1人、実子がいない場合には2人までしか、法定相続人の数に含めることができないことと、孫養子の相続税は20%の加算があることに注意する必要がある¹¹⁾。

【設例1】祖父と孫との養子縁組 (孫養子)
 (X)に長男(A)、長女(B)がいて、(A)の実子(a)を養子にしたケース



*筆者作成

図4 祖父と孫との養子縁組の相関図

祖父(X)が自分の孫(a)を養子とする「孫養子」のケースである。(X)の長男である(A)は(a)の父親であり、(a)は(X)の孫という関係になる。長男の(A)が(X)の相続が発生する前に亡くなったとする。この場合、(a)は、(X)の子(養子)としての相続資格と、(A)の代襲相続人としての相続資格の両方を有することになる。結論として、このケースでは、(a)の法定相続分は、3分の2となる。その理由は、子(養子)としての相続分が3分の

1あり、代襲相続人としての相続分が3分の1あるため、その加算が認められているからである。そのため、長女の(B)の法定相続分は、3分の1となる。

祖父(X)の遺した遺産総額が9,000万円であったと仮定すると、法定相続による相続額は次のとおりとなる。

表10 「孫養子」のケース

① 長男(A) 死亡…相続分は(a)に代襲される
② 孫養子(a) $9,000万円 \times 2/3 = 6,000万円$ (子として3,000万円 + 代襲分3,000万円)
③ 次男(B) $9,000万円 \times 1/3 = 3,000万円$

*筆者作成

仮に祖父(X)に配偶者(Y)が生存していたとすると、次のようになる。

表11 「孫養子」のケースで配偶者が生存しているとき

① 配偶者(Y) $9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円$
② 長男(A) 死亡…相続分は(a)に代襲される
③ 孫養子(a) $9,000万円 \times 1/2 \times 2/3 = 3,000万円$ (子として1,500万円 + 代襲分1,500万円)
④ 次男(B) $9,000万円 \times 1/2 \times 1/3 = 1,500万円$

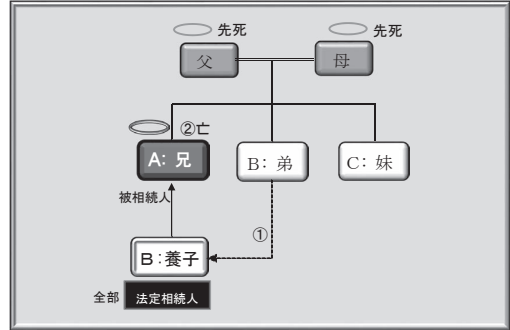
*筆者作成

5.2 兄弟姉妹間の養子縁組

第2の例として「兄弟姉妹間の養子縁組」というものを考察する。例えば、兄が実弟を養子とする場合である。

【設例2】兄弟姉妹間の養子縁組
兄(A)、弟(B)、妹(C)がいて、(A)が(B)を自分の養子にしたケース

兄(A)が自分の弟(B)を養子とする「兄弟間の養子縁組」のケースである。なぜ、兄が弟を養子にするのだろうか。長男である(A)が次男の(B)に遺産のすべてを相続させたいと考えて、養子としたと考えられる。この場合、



*筆者作成

図5 兄弟姉妹間の養子縁組の関連図(1)

独身の兄(A)が亡くなって相続が発生すると、(B)には子(養子)としての立場と弟としての立場が併存することになる。結論としては、このケースでは、(B)は子(養子)としての立場から相続権を主張することができるのみとなる。その理由は、民法上、遺産分割には順位が定められているからである。直系卑属(子や孫)は第一順位、兄弟姉妹は第三順位と規定されているため、順位が異なる(異順位)の相続資格が重複している場合には、先順位の相続資格だけが認められることになる。従って、このようなケースでは相続分の加算はないため、相続資格の重複に関する問題は生じないことになる。勿論、妹(C)に相続権は発生しない。養子(B)に相続させるのではなく、妹(C)に遺贈するような場合には遺言証書が必要となるが、(B)に全遺産を相続させたいのであれば、遺言証書は不要である。

表12 兄が実弟を養子とするケース

① 養子(B) $9,000万円 \times 1/1 = 9,000万円$
② 弟(B) 相続権なし(第三順位の相続人であるため)
③ 妹(C) 相続権なし(第三順位の相続人であるため)

*筆者作成

弟(B)が養子としての相続資格を放棄した場合に、兄弟姉妹としての相続資格も同時に効

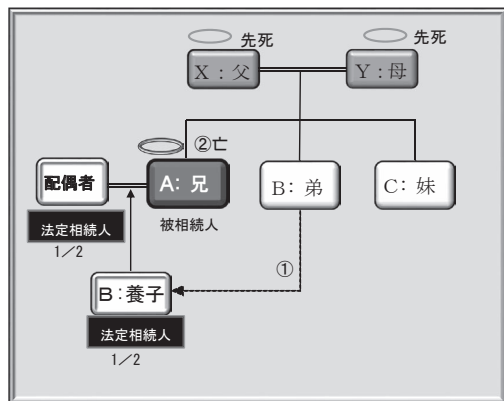
力が発生するのかが問題となる。相続実務においては、先順位（子として）の相続資格を放棄して、後順位（兄弟として）の相続は放棄しないという明確な意思表示をしない限り、後順位の相続資格も放棄したとする見解が一般的であり、相続分は次のとおりとなる。

表13 弟が養子としての相続資格を放棄したとき

①	養子 (B)	相続権なし (相続を放棄したため)
②	弟 (B)	相続権なし (相続を放棄したものとみなす)
③	妹 (C)	9,000万円 × 1/1 = 9,000万円

*筆者作成

長男 (A) に配偶者がいて、(A) の遺した遺産総額が9,000万円であったと仮定すると、法定相続による相続額は次のとおりとなる。



*筆者作成

図6 兄弟姉妹間の養子縁組の相関図 (2)

表14 実弟を養子としたケースで配偶者が存命のとき

①	配偶者	9,000万円 × 1/2 = 4,500万円
②	養子 (B)	9,000万円 × 1/2 = 4,500万円
③	妹 (C)	相続権なし (第三順位の相続人であるため)

*筆者作成

仮に長男 (A) の配偶者 (Y) が先死していたとすると、次のようになる。

表15 実弟を養子としたケースで配偶者が先死の場合

①	配偶者 (Y)	死亡
②	養子 (B)	9,000万円 × 1/1 = 9,000万円
③	妹 (C)	相続権なし (第三順位の相続人であるため)

*筆者作成

5.3 特別養子縁組

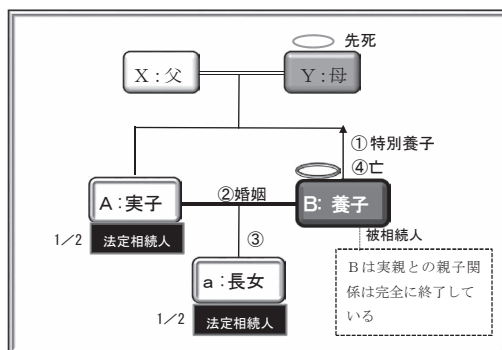
第3の例として「特別養子縁組」を考察する。この特別養子縁組とは、戸籍上も実親との関係を断ち切り、法律上、実親との親子関係を完全に終了させる養子縁組のことである。

【設例3】特別養子縁組

父親 (X) に実子 (A) と特別養子縁組の養子 (B) がいて、その二人が成長した後、婚姻して長女 (a) が生まれた。その後、養親である父親 (X) よりも先に養子 (B) が死亡したケース

養子と実子との関係は、「法定傍系（養親から分かれ出た）血族2親等」であり、「民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）があるため、直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、「養子」と「養方の傍系血族」との間では、この限りでない」と規定されている¹²⁾。

養親である (X) よりも先に特別養子の (B) が亡くなった場合において、法定相続分はどうかという問題である。父親 (A)、母親 (B) の間に長女 (a) がいて、(B) が死亡した



*筆者作成

図7 特別養子縁組の相関図 (1)

ので、配偶者である (A) が2分の1、子である (a) に2分の1ということになる。

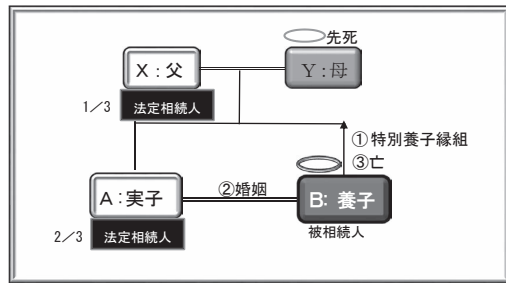
父親 (B) の遺した遺産総額が9,000万円であったと仮定すると、法定相続による相続額は次のとおりとなる。

表16 特別養子が被相続人となったケースで子がいるとき

① 配偶者 (A)	$9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円$
② 子 (a)	$9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円$
③ 養親 (X)	相続権なし (第二順位の相続人であるため)
④ 実親	相続権なし (相続関係は発生しないため)

*筆者作成

もしも、子どもがいなかった場合の法定相続分は、配偶者 (A) に3分の2、養親 (X) に3分の1ということになる。因みに (B) の実親が生存していても、実親との関係は断絶しているため相続関係は発生せず、実親の法定相続分はゼロ (0) ということになる。



*筆者作成

図8 特別養子縁組の相関図 (2)

表17 特別養子が被相続人となったケースで子がないとき

① 配偶者 (A)	$9,000万円 \times 2/3 = 6,000万円$
② 養親 (X)	$9,000万円 \times 1/3 = 3,000万円$
③ 実親	相続権なし (相続関係は発生しないため)

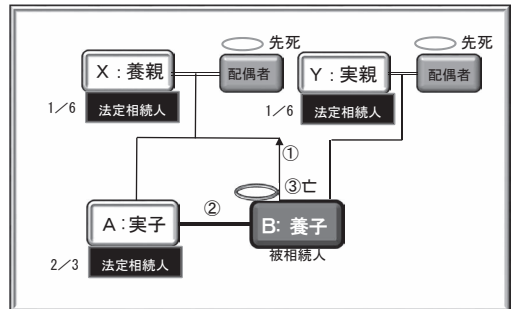
*筆者作成

5.4 普通養子縁組

第4の例として「普通養子縁組」について考察する。普通養子縁組とは、戸籍上も実親との関係を残しつつ、養親との親子関係も成立し、親子関係が二重に存在する養子縁組のことである。従って、相続が発生した場合には、実親との関係と養親との関係の両方について相続権がある状態になる。

【設例4】普通養子縁組

父親 (X) に実子 (A) と普通養子縁組の養子 (B) がいて、その二人が婚姻した。(B) の実親 (Y) と養親 (X) が存命中に、養子 (B) が死亡したケース



*筆者作成

図9 普通養子縁組の相関図 (1)

養親 (X) と実親 (Y) よりも先に養子の (B) が亡くなった場合で、法定相続分はどうかという問題である。この場合、配偶者である (A) が3分の2、養親 (X) が6分の1 (= $1/3 \times 1/2$)、実親 (Y) が6分の1 (= $1/3 \times 1/2$) となる。その理由は、養親関係と実親関係の間に差は生ずることがないため、(X) と (Y) の法定相続分は等しいものとなるからである。

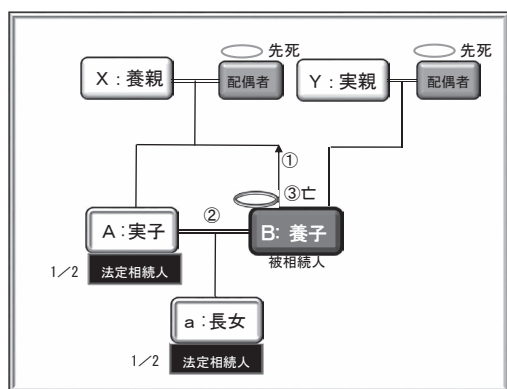
養子 (B) の遺した遺産総額が9,000万円であったと仮定すると、法定相続による相続額は表18のとおりとなる。

表18 普通養子が被相続人となった場合で実親と養親が存命のとき

① 配偶者 (A)	$9,000万円 \times 2/3 = 6,000万円$
② 養親 (X)	$9,000万円 \times 1/6 = 1,500万円$
③ 実親 (Y)	$9,000万円 \times 1/6 = 1,500万円$

*筆者作成

もしも、(A) と (B) の間に子 (a) がいた場合には、配偶者 (A) に2分の1、子 (a) に2分の1ということになる。その時に養親 (X) と実親 (Y) は第二順位の相続人であるため、法定相続分はゼロ (0) ということになる。



*筆者作成

図10 普通養子縁組の相関図 (2)

表19 普通養子が被相続人となった場合で子がいるとき

① 配偶者 (A)	$9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円$
② 子 (a)	$9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円$
③ 養親 (X)	相続権なし (第二順位の相続人であるため)
④ 実親 (Y)	相続権なし (第二順位の相続人であるため)

*筆者作成

6. おわりに

本研究では、日本の現行民法における「養子縁組制度」とそれに関連する「法定相続」の問題について考察した。最初に、我が国の養子縁組は、「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の

2つの形態があることや、その違いがどこにあるのかなどを検討した。普通養子縁組は、養子が実親との親子関係を存続したまま、養親との親子関係をつくり二重の親子関係となる縁組のことであり、1年間に9万件程度成立していることを論述した。また、特別養子縁組とは、原則として6歳未満の「子どもの利益」のため特に必要があるときに、子どもとその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度のことであり、年間500万件程度の縁組が成立していることを整理した。この特別養子制度があまり普及していない原因は、世の中に広く知られていないという根本的なことが背景にあることを述べた。特別養子縁組制度について、次の二つの問題点の指摘がされている。第一に、養子となる者の年齢要件 (原則6歳未満) のために、小中学生等について利用することができないこと。第二に、試験養育を開始した後に実父母が同意を撤回することがあるため、試験養育を安心して開始することができないという問題である。

普通養子縁組で養親になるには、成年者であればよく、未婚者でもよい (民法第792条) ことが分かった。また、養子になる者を保護する観点から、公的機関である家庭裁判所の判断を要求することがあり、未成年者を養子とする場合は、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合を除き、家庭裁判所の許可が必要であり、後見人が被後見人を養子とする場合にも、家庭裁判所の許可が必要になることも分かった。

相続資格の重複問題について考察した。祖父母と孫、夫の親と妻など近親者の中で養子縁組が行われている場合、相続資格の重複が起きる可能性があるということであり、相続資格が重複した場合について、民法は特別の規定を置いていないために議論がある。学説上では、「①二重資格の相続を認めない見解」と「②二重資

格の相続を認める見解」の二つがあるが、相続実務で問題になるのは、「複数の相続資格を肯定するケース」がほとんどであり、それぞれの相続資格について相続権の主張が認められるとする②の見解が採用されている。

本研究では、相続権の重複を認めるという立場で、4つの設例を用いて検討した。その結果、明らかになったことは次のとおりである。

第1の設例として、祖父(X)が自分の孫(a)を養子とする「孫養子」のケースを検討した。長男(A)が父親(X)の相続が発生する前に亡くなっていた場合、孫(a)は、(X)の子(養子)としての相続資格と、(A)の代襲相続人としての相続資格の二つを取得することになるため、孫(a)の法定相続分は、子(養子)としての相続分が3分の1あり、(A)の代襲相続人としての相続分が3分の1あるため、その加算が認められて3分の2となることが分かった。

第2の設例として、兄(A)が自分の弟(B)を養子とする「兄弟間の養子縁組」のケースを検討した。この場合、兄(A)が亡くなって相続が発生すると、弟(B)には子(養子)としての立場と弟としての立場が併存することになる。しかし、このケースでは、弟(B)は子(養子)としての立場から相続権を主張することができるのみとなることが分かった。その理由は、民法上、遺産分割には順位が定められており、順位が異なる(異順位)の相続資格が重複している場合には、先順位の相続資格だけが認められることになる。従って、このようなケースでは相続分の加算はないため、相続資格の重複に関する問題は生じないことが分かった。

第3の設例として、父親(X)に実子(A)と特別養子縁組の養子(B)がいて、その二人が婚姻して長女(a)が生まれた。その後、養親である父親(X)よりも先に養子(B)が死亡したケースを検討した。父親(A)、母親(B)の間に長女(a)がいて、(B)が死亡したので、

配偶者である(A)が2分の1、子である(a)に2分の1ということになる。

仮に(A)と(B)の間に子どもがいなかった場合には、配偶者である(A)に3分の2、養親(X)に3分の1ということになることが分かった。因みに(B)の実親が生存していても、実親との関係は断絶しているため相続関係は発生せず、実親の法定相続分はゼロ(0)ということになる。

第4の設例として、(X)に実子(A)と普通養子縁組の養子(B)がいて、その二人が婚姻し、(B)の実親(Y)と養親(X)が存命中に、養子(B)が死亡したケースを検討した。この場合、配偶者である(A)が3分の2、養親(X)が6分の1(=1/3×1/2)、実親(Y)が6分の1(=1/3×1/2)となることが分かった。その理由は、養親関係と実親関係の間に差は生ずることがなく、(X)と(Y)の法定相続分は等しいものとなるからであった。

仮に、(A)と(B)の間に子(a)がいた場合には、配偶者(A)に2分の1、子(a)に2分の1ということになる。その時に養親(X)と実親(Y)は第二順位の相続人であるため、法定相続分はゼロ(0)ということになることが分かった。

注

- 1) なぜ家庭裁判所の許可が必要なのかという疑問がある。それは、家庭裁判所は「子供の福祉(利益)」のために必要な判断をするという機能も持っているからである。家庭裁判所の「調査官」が、実際に現場へ出向いて聞き取り調査を行うこともある。勿論、家庭裁判所の許可が必要な場合でも養子縁組の成立には、役場への「届出」が必要であることには変わりがないため、家庭裁判所から許可がもらえた後、届出書類に証人2名に署名押印をしてもらい、「許可審判書」を添えて区役所などに届出をするという流れになる。
- 2) 例えば、後継者のいない中小企業の経営者が従業員を養子にしたり、歌舞伎などの伝統芸能の世界で師匠が弟子を養子にしたりする「芸養子」がある。重婚できないため愛人を養子にする「妾養子」や、婚姻できないため同性カップルが縁組す

- る「同性愛養子」などもある。(前田陽一編, 2017, p. 153)。
- 3) 自分自身が養子である場合には、年下の尊属がいるということはある。例えば、自分自身が年齢を重ねてから養子になった場合、その養親の兄弟姉妹は、自分から見ると「伯父(叔父)・伯母(叔母)」にあたる訳であるが、年齢的には伯父・伯母の方が年下になるという事がある。伯父や伯母は、自分よりも年下であっても尊属であるがゆえに養子にはできないという禁止規定がある。しかし、裏を返せば「尊属以外」、つまり卑属ならば(年下であれば)養子に出来るという事である。つまり、自分の弟や妹なら養子にすることができる。勿論、自分の孫を養子にすることも可能である。自分の弟や妹を養子にすると、その弟妹は自分の実子扱いになるため、自分が被相続人(故人)となった際に弟妹が第一順位の法定相続人となるため、相続面で有利にさせる事が可能となる。
 - 4) 再婚時に行う養子縁組は、自分(夫:A)が相手(妻:B)の「連れ子(b)を養子にする場合」である。連れ子(b)が未成年であるときは、相手方(B)の同意が必要となる。つまり、自分(A)と相手の連れ子(b)だけで決めることはできないということである。必ず、相手(B)の同意が必要となる。
 - 5) 特別養子縁組は、仮にも「跡取りがほしい」といったような養親の願望によって行うものではない。特別養子縁組になる子どもは、愛情豊かに胎内で生まれ、平和な状況で委託に至るということとはほとんどなく、予期しない妊娠、とくに貧困、パートナーの裏切りなどの状況の下で生まれてくる子が多い。そうであるがゆえに、養親には、将来的にどんな病気や障害が出ようとも、自分の子どもとして一生責任をもって守り、愛情豊かに育てていくという決意が必要となる。
 - 6) 親子の不分離については、どのように考えるべきであろうか。子にとっては両親ともに愛情の対象となる存在であり、両親の離婚はそれだけで、子の利益を害していると言える。自立できない子は、両親の一方が親権者になり、時には望まない親権者であっても一緒に暮らしていかなければ生きていくことはできない訳である。離婚するだけでも子の利益を害しているのに、親権や面会交流で争い、自己都合を押しつけてさらに子の利益を害することは避けるべきである。
 - 7) 離婚した相手(=非監護親)と子が触れ合い愛情を受けることは、子の健全な成長に望ましいと考えられている。離婚がなければ両親に育てられるのが当然で、非監護親を子の人生から切り離すのは不利益になるとされている。また、子は成長過程において(父親からは)社会的・道徳的なルールを教え込まれ、(母親からは)愛情に包まれて心豊かに育つ訳である。原則的には両親と触れ合う方が子の人格形成に良いとされている。それゆえに、特段の事情がなければ面会交流を認めるべきであると考えられる。
 - 8) 15歳未満の子についても、10歳程度になればある程度の判断能力はあるとされ、家庭裁判所調査官によって子の意思を確認することが多いようである。例えば、子供が明確な意思表示をしている場合で、その言葉や態度を観察して、真意であると思われるような場合であれば、その意向は尊重されることになる。逆に、発育の程度がそれ程進んでいなかったり、また、周囲の影響を受けた意思表示であったりするような場合は、その意向は重視されないことになる。6歳未満(就学前)の子供の場合は、子供の意向はあまり考慮されることはない。その理由は、子供の意思が周囲の人間の影響を強く受けていることが考えられているからである。そのため、どちらの親の元で育った方が生育環境として良いのかという判断を適切にできなくなると考えられている。
 - 9) 心理学的には子どもにとって重要な存在は、「母親としての役割をはたす人間」であって、その役割を果たせるのは生物学上の母親には限らず、育児を積極的に行ってきた父に対して子が愛着を形成していることは十分にあり得ることである。そこで、「母親優先の原則」ではなく「母性優先の原則」と呼ばれるようになってきている。
 - 10) 特別養子の離縁については厳しく制限されていて、家庭裁判所の審判による離縁だけしか認められていない。普通養子のような協議離縁・裁判離縁は認められていない。離縁の事由は、①養親による虐待、悪意の遺棄そのほか養子の利益を著しく害する、②実父母が相当の監護をなしうる、という二つが揃っていることが基本的に必要とされている。しかも、「養親からは離縁の審判を申し立てることはできない」とされている。離縁が容易であると、養親子関係が安定せず、実親子関係と同様の強固な親子関係をつくることに支障があると考えられるからである。実親の場合も虐待等の事由があるときは、里親委託、児童福祉施設への入所等に対応することとなり、相当の理由がない限り実親子関係の断絶ができない。
 - 11) 「節税目的の養子縁組は認められるのか?」という問題がある。これについて、2017(平成29)年1月に、最高裁判所は「節税のための縁組でも直ちに無効になるとは言えない」とする判断を初めて示した(最三小判平成29年1月31日民集71巻1号p.48.)。それまでは、節税目的での養子縁組は有効か無効かで見解が分かれていたが、最高裁判所の判断によって一応の決着が付いたと言える。つまり、節税目的が主な動機だったとしても、その孫を養子とすることについて、縁組をする意思がはっきりしていれば、民法上は有効となるということである。他方、税務上の観点では、全くの赤の他人を節税目的だけで養子縁組をした場合には、法定相続人のカウントにおいて無効となる恐れがあると考えられる。なぜならば、親族が誰も異論を唱えなかったとしても、相続開始後、所轄税務署と納税者との間で、「養子縁組によって相続税の負担を不当に減少させる結果となるかどうか」を交渉することになるからである。その理

由は、相続税法第63条には「相続税の負担を不当に軽減させる結果となると認められる場合は、税務署長の判断で養子を算入せずに税額を計算することができる」という伝家の宝刀とも言えるべき否認規定がある。因みに、この裁判で争った当事者は、養子になった孫（長男の子）側と、養子縁組によって法定相続分が減った娘側であり、養子縁組が民法上有効かどうかを争った裁判であり、相続税の計算上、養子縁組が有効かどうかを争ったのではない。

筆者の見解を述べておきたい。相続税法第63条の規定が適用されるケースはほとんどないのではないかと考えている。なぜならば、すでに相続税法では算入（カウント）できる養子の数が厳しく制限がされており、「相続税の負担不当に軽減させた」と判断される場合はないと言えるからである。

- 12) 養親の実の子は「養方の傍系血族」ではなく、「養方の直系血族」ではないのかという疑問が湧いてくる。確かに、親と子は直系血族である。養親の直系血族と婚姻できるという民法規定は存在していない。傍系血族との間ならできると規定しているだけである。養親と養親の子は直系血族ということは間違いないが、「養親の傍系血族と婚姻できる」と規定している訳ではない。「養親」ではなく「養方」となっている。「養子と（養方の）傍系血族との間では、結婚できる」ということである。傍系血族とは、近いところでは、兄弟、叔父叔母、甥姪である。養子と養方の傍系血族である実子は、この但し書が適用され、婚姻できることになる。兄と妹、姉と弟、伯母（叔母）と甥、伯父（叔父）と姪は結婚できないが、父母や祖父母の養子、養親の実子等、義理の関係であれば結婚できる。養親の実子は、養子からみると兄弟姉妹（傍系姻族）にあたり、養方の傍系姻族である。養方の傍系姻族とは婚姻できるということである。

参 考 文 献

- 足立清人（2018）「預貯金債権の共同相続について—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて（1）」『北星論集（経）』第57巻第2号 pp. 117-131.
- 安部和彦（2015）『不動産評価の税務』中央経済社
- 五十嵐清（1976）『比較民法学の諸問題』一粒社
- 石 弘光（1994）『税金の論理』講談社
- 石 弘光（2009）『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社
- 石原豊昭（2015）『遺産分割のことならこの1冊』自由国民社
- 石村耕治（2010）『税金のすべてがわかる現代税法入門塾〔第5版〕』清文社
- 市川 深（1997）『相続税贈与税判例コンメンタール〔改訂版〕』税務経理協会
- 伊藤昌司（2002）『相続法』有斐閣
- 犬伏由子他（2016）『親族・相続法〔第2版〕』弘文堂
- 岩下忠吾（2014）『総説相続税・贈与税 第4版』財経詳報社
- 内田 貴（2011）『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
- 内田 貴他（2014）『民法判例集 親族・相続』有斐閣
- 右山昌一郎他（1998）『相続法と相続税法』ぎょうせい
- 遠藤 浩（1980）「相続の根拠」谷口知平他編『現代家族法大系4 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣、pp. 1-14.
- 大島俊之（2000）『民法Ⅱ〔債権・親族・相続〕（全訂版）』東京法経学院出版
- 近江幸治（2015）『民法講義Ⅳ 親族法・相続法（第2版）』成文堂
- 大村敦志（2017）『新基本民法8 相続編』有斐閣
- 大村敦志（2015）『民法読解 親族編』有斐閣
- 大村敦志（2014）『新基本民法7 家族編』有斐閣
- 小田島良磨（2015）「相続開始後の事情への課税上の対応」『慶應法学 No. 33』 pp. 97-133.
- 梶村太市他（2013）『家族法実務講座』有斐閣
- 梶村太市・貴島慶四郎（2016）『遺産分割のための相続分算定方法』青林書院
- 風岡範哉（2016）『税務調査でそこが問われる相続税・贈与税における名義預金・名義株の税務判断』清文社
- 風間鶴寿（1982）『相続法論序説』法律文化社
- 金子 宏（2015）『租税法〔第20版〕』弘文堂
- 加藤一郎（1997）『民法における理論と利益衡量』有斐閣
- 川井 健（良永和隆補訂）（2015）『民法概論5 親族・相続』有斐閣
- 菊谷正人他（2016）『租税法入門』同文館出版
- 木谷 忍（1997）「社会的決定における公平性とその理論的考察」『農業経済研究報告』29巻、pp. 1-12.
- 北野弘久、黒川功補訂（2016）『税法学原論〔第7版〕』勁草書房
- 北村 厚編（2018）『財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会
- 久野幸一（2002）『相続と贈与が分かる本』成美堂出版
- 窪田充見（2017）『家族法 民法を学ぶ 第3版』有斐閣
- 久米和夫・後藤次郎（2012）「相続税の課税根拠と課税方式」『四国学院紀要（A）37』 pp. 119-126.
- 小池正明（2015）『民法・税法による遺産分割の手続と相続税実務』税務研究会出版局
- 小池正明（2001）『知っておきたい相続税の常識 第5版』税務経理協会
- 小池正明（1995）『相続税法を初歩から学ぶ 第2版』中央経済社
- 小林 晃（1998）『現代租税論の再検討』税務経理協会
- 桜井四郎（1996）『相続と相続税法』財経詳報社
- 笹岡宏保（2016）『相続税の財産評価の税務判断』清文社

- 佐々木暉 (2017) 「現代社会における相続の意義と役割に関する批判的論考」『社会科学研究 68 (2)』東京大学, pp. 25-46. 東京大学社会科学研究所
- 佐伯草一 (2018) 『図解 相続税法超入門 平成30年度改正』税務経理協会
- 佐藤義彦他 (2012) 『民法V—親族・相続』有斐閣
- 清水敬次 (2014) 『税法 [新装版]』ミネルヴァ書房
- ジェームス・K・ガルブレイス (2014), 塚原康博他 訳 (2017) 『不平等—誰もが知っておくべきこと』明石書店
- 鈴木善雄 (2016) 『平成28年版相続税・贈与税 土地評価の実務』大蔵財務協会
- 高橋一夫 (2017) 『平成29年版 図解相続税・贈与税』大蔵財務協会
- 瀧川裕英編 (2017) 『問いかける法哲学』法律文化社
- 武井正臣 (1980) 「民法の共同相続規定と相続の現実」谷口知平他編『現代家族法体系 4 相続 I 相続の基礎』有斐閣, pp. 15-34.
- 武田秀和 (2016) 『土地評価実務ガイド』税務経理協会
- 田中章介 (1994) 『判例と租税法律主義—税法解釈における課税の論理と納税の論理』中央経済社
- 田中章介・田中 将 (2014) 『相続と相続税・贈与税事例選集』清文社
- 谷口智紀 (2018) 「財産評価基本通達・総則 6 項の適用をめぐる問題」『島大法學』61 (3/4), pp. 141-166.
- 谷口知平 (1991) 『家族法の研究 (下) 相続法』信山社出版
- 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』有斐閣
- 中川 淳 (1985) 『相続法逐条解説 (上巻)』日本加除出版
- 日本税理士会連合会編 (2016) 『相続税法規通達集』中央経済社
- 橋本恭之・鈴木善充 (2012) 『租税政策論』清文社
- 橋本守次 (2015) 『ゼミナール相続税法』大蔵財務協会
- 羽田野了策 (2015) 『基礎からわかる相続税の実務』中央経済社
- 平井亮輔編 (2014) 『正義—現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院
- 平田 厚 (2015) 『新しい相続法制の行方』金融財政事情研究会
- 藤田良一 (1991) 『相続税贈与税 財産評価の実務』中央経済社
- 前田陽一他 (2017) 『民法IV 親族・相続』有斐閣
- 増田英敏・林 仲宣編 (2011) 『はじめての租税法』成文堂
- 増田英敏 (2014) 『リーガルマインド租税法 [第 4 版]』成文堂
- 松尾 直 (2010) 「租税法律主義と通達」『高岡法学』第28巻, pp. 65-84.
- 松川正毅・窪田充見編 (2016) (別冊法学セミナー no. 245) 『新基本法コンメンタール 相続 民法第882条～第1044条』日本評論社
- 松沢 智 (1993) 『租税実体法の解釈と適用』中央経済社
- 松野民雄 (2016) 『民法概論 四訂版』嵯峨野書院
- 松原正明 (1994) 『判例先例相続法 I—遺産分割』日本加除出版
- 三木義一他 (2006) 『〔租税〕判例分析ファイル III 相続税・消費税編』税務経理協会
- 水野忠恒編 (2016) 『テキストブック租税法』中央経済社
- 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』有斐閣
- 宮原弘之 (2014) 『Q & A 民法と相続法の接点』大蔵財務協会
- 本山 敦・伊川正樹 (2017) 『新実務家のための税務相談 民法編』有斐閣
- 餅川正雄 (2017a) 「日本における相続税の課税方式に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第2号, pp. 63-85.
- 餅川正雄 (2017b) 「日本の相続法における土地の評価に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第3号, pp. 107-129.
- 餅川正雄 (2018a) 「日本の相続税法における代襲相続に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第4号, pp. 23-45.
- 餅川正雄 (2018b) 「日本の相続法における遺留分制度に関する研究」『広島経済大学研究論集』第41巻第1号, pp. 23-46.
- 森島義博 (2015) 『不動産評価入門 (第2版)』東洋経済新報社
- 森山和夫他 (2017) 『社会学入門』ミネルヴァ書房
- 山内ススム (2014) 『相続税法要説 [四訂版]』税務経理協会
- 山田二郎・大塚一郎編 (2011) 『租税法判例実務解説』信山社
- 山端康幸編 (2016) 『相続の手続きと節税がぜんぶわかる本』あさ出版
- 柳 勝司編 (2016) 『家族法 [第3版]』嵯峨野書院
- ローレンス・M・フリードマン (2009), 新井 誠監訳 (2016) 『信託と相続の社会史—米国死手法の展開』日本評論社
- 我妻 榮 (1970) 『民法研究 I 私法一般』有斐閣
- 我妻 榮他 (2013) 『民法3 親族法・相続法第三版』勁草書房
- 我妻 榮 (2001) 『民法研究 VII—2』有斐閣